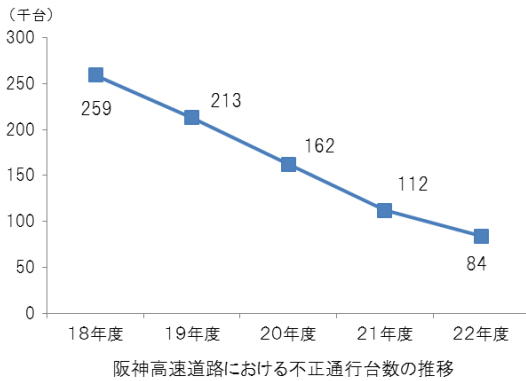




阪神高速道路の不正通行防止対策強化月間の実施について

1. 阪神高速道路における不正通行の現状

有料道路事業は道路を通行される全てのお客さまから、公平に通行料金をご負担して頂くことで成り立っているにもかかわらず、料金所を強行突破する等により通行料金を不正に免れるという看過できない事態が発生しています。これまでの不正通行防止に向けた広報や未払料金及び割増金の支払督促強化、警察における不正通行者の摘発等により不正通行は減少傾向にあるものの、昨年度も 83,697 件発生しています。



摘発年度	人数
平成19年度	3人
平成20年度	8人
平成21年度	9人
平成22年度	15人
平成23年度(9月まで)	30人

2. 不正通行防止対策強化月間について

阪神高速ではこの事態を深刻に受け止め、不正通行防止対策を強化しており、毎年、特定の1ヶ月間を「不正通行防止対策強化月間」と定め、ホームページ、ポスター、横断幕での広報や路側ラジオの放送等により不正通行の防止についての啓発活動を強化しています。本年は11月を強化月間とし、特に7日～11日の5日間は延べ277人の社員等を料金所に配置して不正通行の監視を行うことで、その防止に努めていくこととしています。

3. 昨年度の実施状況

昨年度の「不正通行防止対策強化月間」においては、料金所での社員による不正通行の監視を行った結果、当該月間中の一週間で約24.3%（対前週比）の不正通行の減少が見られました。期間終了後も継続して減少傾向にあることから、着実に抑止効果を上げているものと考えられます。



強化月間中は料金所での取締を強化

4. 不正通行における罰則等

当社が定めた通行方法に反する不正通行に対しては、道路整備特別措置法第 58 条の規定により、刑事罰（30 万円以下の罰金）が科せられます。

また、道路整備特別措置法第 26 条の規定により、通行料金及び割増金として支払いを免れた通行料金の 3 倍相当額を徴収します。

阪神高速では、これからも不正通行対策に積極的に取り組み、通行料金を適正に收受することにより、お客さまからの信頼を損なうことのないよう努めます。

今後ともみなさまのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。